

認定コミュニティ活動状況資料

鶴嶺西地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～6
委員名簿	7

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	8～12
当該年度の活動計画書及び収支予算	13～15

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

鶴嶺西地区は茅ヶ崎市の西部に位置し、約6,300世帯、16,000人が暮らしている。区域は、東は小出川から西は相模川まで、南は国道一号（今宿の一部は国道南側含む）から北は寒川町との境まで、萩園、平太夫新田、今宿がその区域となっている。昔から農業を生業とする人々が居住する地域をはじめ、人口増加に伴って新たに集合住宅や戸建て住宅の開発が進み、比較的若年層が多い地域ができるなど、多様な家族構成の世帯が生活している。

鶴嶺西地区ではこれまでも自治会に加え、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区体育振興会、青少年育成推進協議会などの団体が地区自治会連合会に参加し、情報共有をすると共に互いに協力して活動してきた。この状況を基盤にし、さらに多くの地域で活動する団体同士が連携を図り、身近な問題に対して話し合う事ができる住民相互の連携を図る必要があると考えている。

また、地域と市とが密接に連携・協力し、新たな地域コミュニティのもとに地域の力、情報や資源を結集しながら、課題を見出し、その課題を解決していくためにこの取り組みを実施する。

認定基準確認表

鶴嶺西地区まちぢから協議会

認定基準 (地域コミュニティの認定等に関する条例第2条)		基準への適合状況 (申請時)	基準への適合状況 (R6年度)
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する鶴嶺西地区を協議会の活動区域とする規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図9」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「地区に属する全ての単位自治会の代表者」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり10自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（10）に規定あり。（（7）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）地区社会福祉協議会 （3）地区民生委員児童委員協議会 （10）地域包括支援センターみどり ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （4）今宿小学校区青少年育成推進協議会 （5）浜之郷小学校区青少年育成推進協議会 （8）今小手をつなぐ会 （9）萩園中学校学級代表者委員会	・申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（10）（（7）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（12）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第9条及び第18条～第22条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し
(6)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し
(7)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第4条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・申請時と同様で変更無し
(8)	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

鶴嶺西地区まちぢから協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺西地区まちぢから協議会（以下、「本会」という。）と称し、その所在地を鶴嶺西コミュニティセンター（所在地：茅ヶ崎市萩園2360番地1）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する鶴嶺西地区とする。

(目的)

第3条 次に掲げる地域的な活動を、地域住民相互の協力により進めることで、住みよい地域環境を作ることが目的である。

- (1) 住民の意見・要望等の取りまとめ及び地域課題についての検討
- (2) 住民相互の連絡及び各種の情報提供や諸事業の広報活動
- (3) 防犯・防災等の住民及び地域社会の安全を図るための活動
- (4) 福祉・保健衛生等の生活環境の向上・発展を図るための活動
- (5) レクリエーション等の住民相互の親睦を図るための活動
- (6) 地域住民の自主的活動の推進を図るための活動
- (7) その他地域力向上のための活動

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が告示する鶴嶺西地区に属する単位自治会の代表
- (2) 鶴嶺西地区社会福祉協議会の代表
- (3) 鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 今宿小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (5) 浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (6) 鶴嶺地区体育振興会の代表
- (7) 第26条第1項に規定する鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (8) 今小手をつなぐ会の代表
- (9) 萩園中学校学級代表者委員会の代表
- (10) 地域包括支援センターみどりの代表
- (11) 第21条第2項に規定する部会長
- (12) 公募による者（2名以内）
- (13) 本会が推薦する者（2名以内）

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名
- (6) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(3) 事務局長は、協議会の事務等を行うと共に各団体との調整を行う。

(4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。

(5) 書記は、会議の記録を行う。

(6) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 総会及び運営委員会は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 会議には、各会議を構成する者以外の者にも出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状を提出した委員も含む。)
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部長の選任及び解任の承認に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営の総合調整に関すること。
- (10) その他委員等から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項。
- (2) 総会、運営委員会、部会、鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の会務の調整に関する事項。

(部会)

第21条 部会は、委員及び部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- 4 部会員は、鶴嶺西地区に在住、在勤又は在学する者とする。
- 5 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

- 2 部会名及び必要な事項は、別に定める。
- (鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営)

第26条 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営は、本会の中に設ける鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

- 2 鶴嶺西コミュニティセンターの管理運営について必要な事項は、別に定める。
- (事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は事務局長と事務局員で構成する。
- 3 事務局は、次の事項を行う。
 - (1) 会議の開催通知に関する事、
 - (2) 会議の資料の作成に関する事。
 - (3) 会議の議事録の作成に関する事。
 - (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関する事。
 - (5) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(必要事項)

第30条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成28年10月8日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は平成30年3月末日とする。

- 3 前項の役員が選任されるまでの間は、鶴嶺西地区まちぢから協議会設立準備会の役員を務めた者が、第8条に位置付ける役員の任務を担うこととする。
- 4 運営委員に「地域包括センターみどりの代表」を追加、「鶴嶺西地区防災連絡会の代表」を削除する（H29.05.20）
- 5 この規約は、鶴嶺西地区まちぢから協議会内に鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会が組織編入することに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

2024年度 鶴嶺西地区まちぢから協議会 【運営委員名簿】

No	規約該当委員	所属団体名	お名前	役職
1	鶴嶺西地区単位自治会の代表	萩園自治会	森 繁	副会長
2	鶴嶺西地区単位自治会の代表	新田自治会	日比 弘幸	
3	鶴嶺西地区単位自治会の代表	今宿自治会	貴島 義夫	会長
4	鶴嶺西地区単位自治会の代表	今宿グリーンハイム自治会	塚田 昌子	
5	鶴嶺西地区単位自治会の代表	コスモ茅ヶ崎プレシオ自治会	田上 等	
6	鶴嶺西地区単位自治会の代表	第一ハイツ茅ヶ崎自治会	木村 雅子	
7	鶴嶺西地区単位自治会の代表	ファミリー茅ヶ崎自治会	中田 守	
8	鶴嶺西地区単位自治会の代表	萩園サンハイム自治会	久慈 崇	書記
9	鶴嶺西地区単位自治会の代表	ライオンズマンション茅ヶ崎第三自治会	山口 幸夫	
10	鶴嶺西地区単位自治会の代表	リステージ茅ヶ崎ツインマークス自治会	近藤 大介	
11	地区社会福祉協議会の代表	鶴嶺西地区社会福祉協議会	堀内 秀行	副会長
12	地区民生委員児童委員協議会の代表	鶴嶺西地区民生委員児童委員協議会	濱田 盛厚	
13	今宿小学校区青少年育成推進協議会の代表	今宿小学校区青少年育成推進協議会	山本 和男	
14	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会	高橋 孝子	
15	鶴嶺地区体育振興会の代表	鶴嶺地区体育振興会(事務局長)	嶋津 秀明	
16	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会の代表	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会	早川 正	副会長・事務局長
17	今小手をつなぐ会の代表	今小手をつなぐ会	中島 由佳子	
18	萩園中学校学級代表者委員会の代表	萩園中学校学級代表委員会		
19	地域包括支援センターみどりの代表	地域包括支援センターみどり	高田 麓	
20	会則第5条11項による部会長①	地区まちぢから 防災部会長	久慈 崇	
	会則第5条11項による部会長②	地区まちぢから 自治会部会長	貴島 義夫	
21	会則第5条11項による部会長③	地区まちぢから 広報部会長	高橋 祐二	
	会則第5条11項による部会長④	地区まちぢから 子供部会長	山本 和男	
22	公募委員	公募委員① (2023.04.01～2025.03.31)	吉田 恵子	監事
23	協議会推薦	協議会推薦	小島 勝己	監事
		協議会推薦	吉房 和夫	会計
		萩園自治会 オブザーバー		

※) 委員の任期は、2025年度末です。ただし、公募委員は2023.4～2025.3までとなります。

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和6年度の活動実績報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 会議等の実施

(1) 各種定例会議 (総会、役員会、運営委員会 (兼自治会部会))

日付	会議の名称	主な内容等
令和6年4月13日(土)	4月役員会	総会に向けた事前の議題検討
4月20日(土)	4月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 (つるにしサマースペース等) 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
5月11日(土)	5月役員会	総会に向けた事前の確認
5月18日(土)	定期総会	《鶴嶺西地区まちぢから協議会》 議案第1号 令和5年度活動実績報告 議案第2号 令和5年度収支決算・会計監査報告 議案第3号 令和6年度事業計画 議案第4号 令和6年度収支予算 《鶴嶺西地区コミュニティセンター》 議案第5号 令和5年度活動実績報告 議案第6号 令和5年度収支決算・会計監査報告 議案第7号 令和6年度事業計画 議案第8号 令和6年度収支予算 《報告事項》 議案第9号 鶴嶺西地区まちぢから協議会令和6年度運営委員会等役員体制
6月8日(土)	6月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
6月15日(土)	6月運営委員会	1.全般 2.部会活動 (美化キャンペーン等) 3.事業 (つるにしサマースペース等) 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 (避難所打ち合わせ) 6.まちぢから協議会連絡会
7月13日(土)	7月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
7月20日(土)	7月運営委員会	1.全般 2.部会活動

		3.事業（つるにしサマースペース等） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
中止	8月役員会	
中止	8月運営委員会	
9月14日(土)	9月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
9月21日(土)	9月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業（防災“も”まちづくりワークショップ、 防災訓練等） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
10月12日(土)	10月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
10月19日(土)	10月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業（防災“も”まちづくりワークショップ、 市民集会等） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
11月9日(土)	11月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
中止	11月運営委員会	
12月14日(土)	12月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
12月21日(土)	12月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業（市民集会等） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
令和7年1月11日(土)	1月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
1月18日(土)	1月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業（市民集会等） 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
2月8日(土)	2月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討

2月15日(土)	2月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会
3月8日(土)	3月役員会	運営委員会に向けた事前の議題検討
3月15日(土)	3月運営委員会	1.全般 2.部会活動 3.事業 4.各団体からの連絡・依頼事項 5.その他 6.まちぢから協議会連絡会

(2) 防災部会の活動

日付	会議の名称	主な内容等
令和6年6月15日	第1回防災部会	防災訓練の内容と避難行動要支援者の確認
7月20日	第2回防災部会	防災訓練の内容と今宿自治会の取り組みについて
9月21日	第3回防災部会	防災訓練の内容と萩園自治会の取り組みについて
10月19日	第4回防災部会	防災訓練の役決めと各団体の取り組みについて
12月21日	第5回防災部会	各団体の取り組みについて
令和7年2月15日	第6回防災部会	各団体の取り組みについて
3月15日	第7回防災部会	防災対策課による新体制の説明と図上訓練（自主防災会の活動訓練の実施）

(3) 子ども部会の活動

今宿小推進協、浜之郷推進協を中心に協議・事業等を実施しました。

2. 事業の実施

日付	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和6年10月13日	共催	鶴嶺地区体育祭	半日開催
11月2日	主催	地区防災訓練	荒天のため中止
令和7年1月18日	主催	新春のつどい (賀詞交歓会)	1月運営委員会後に開催
2月14日	主催	地区市民集会	役員3名で地区の課題・現状について 市長と意見交換を実施

3. その他の活動

(1) 広報活動

- 「鶴嶺西地区まちぢから協議会」のホームページの運用を行い、自治会をはじめ地域団体、関係機関のトピックスなどを随時掲載し、まちぢから協議会のPRや地域の活動について情報発信しました。(URL:<https://c-machi.sakura.ne.jp/wp/turunishi/>)
- 地区内に転居した方が自治会の活動を知るため、また、より多くの地域住民が地域の活動に興味を持ってもらえるよう、鶴嶺西地区の自治会紹介ページを掲載しました。
- 広報部会長が茅ヶ崎市まちぢから協議会ホームページ管理運営チーム作業部会に参加し、ホームページの運用について他地区との意見交換を行いました。

(2) 鶴嶺西地区まちぢから協議会防災無線について

- ・ アンテナ交換後の無線応答者の増加は見られました。
- ・ バッテリー不具合等の対応は今後とも行います。

(3) 防災“も”まちづくりシンポジウムへの協力について

- ・ 市都市政策課が主催するシンポジウムに協力しました。
- ・ 昨年度のワークショップを踏まえて地区内の団体や企業との意見交換を通して防災も意識した取り組みや団体間の連携の重要性について確認しました。

/ 以上

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和6年度の収支決算

収入の部

単位円

項 目		予算額	決算額	摘 要
前年度繰越金	1	1,386,612	1,386,612	
運営補助金	2	250,000	250,000	認定コミュニティ助成金
防災訓練補助金	3	87,000	51,800	
サマースペース補助金	4	350,000	271,991	保険金収入35,750円含む
自治会分担金	5	575,980	718,620	
雑収入	6	10,000	712	預金利息
預り金	7	40,000	40,000	まちぢから協議会連絡会活動実費
合 計	8	2,699,592	2,719,735	

支出の部

単位円

項 目		予算額	決算額	摘 要	
運 営 費	運営補助金	9	336,700	467,450	地区社協、今小・郷小推進協、防犯協会
	関連団体経費	10	20,000	0	
	備品整備費	11	150,000	223,736	
	電波使用料	12	30,000	21,200	
	会議費	13	10,000	94,705	運営委員会懇談会等
	研修費	14	30,000	0	
	印刷製本費	15	30,000	22,030	コピー代等
	消耗品費	16	10,000	0	
	通信交通費	17	20,000	0	
	事務用品費	18	10,000	28,240	
	預り金	19	40,000	40,000	まちぢから協議会連絡会活動実費
	予備費	20	300,000	0	
小 計	21	986,700	897,361		
事 業 費	地区防災訓練	22	250,000	69,082	
	サマースペース	23	350,000	271,991	
	地区市民集会費	24	10,000	0	
	広報活動費	25	50,000	0	
	新春の集い	26	250,000	0	
	小 計	27	910,000	341,073	
合 計 (21+27)	28	1,896,700	1,238,434		

次期繰越額	29	802,892	1,481,301
-------	----	---------	-----------

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和7年度の事業計画（案）

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

1. 会議等の計画

（1）総会および役員会・運営委員会

- 定期総会は、5月に西コミセン会議室にて開催し、旧・新年度の事業及び会計状況・役員体制の審査を行う。
- 役員会は、毎月の第2土曜日の9：30から、西コミセン会議室にて開催し、運営委員会への提案等の検討・確認作業を行う。
- 運営委員会は、毎月の第3土曜日の11：00から、自治会部会を兼ねて、西コミセン会議室で開催し、役員会からの提案審査、行政からの依頼・連絡事項の紹介・検討を行う。

（2）部会活動

① 防災部会

- 防災部会は、複数年度任期の部会員による運営とし、6月から原則月1回の会議を予定する。
- 防災部会の活動は、地域の防災対策の検討と、地区防災訓練や防災無線機の運用を含む資機材の整備について検討し、運営委員会に提案頂く。
- 現状の自治会代表だけにとらわれず、広く防災活動に理解ある部員を募集し、幅広い活動をめざす。

② 子ども部会

- 子ども部会は、今小・郷小推進協を柱に、当面青少年・児童の関係団体・個人の緩やかな情報交換活動を目指す。

③ 広報部会

- 鶴嶺西地区まちぢから協議会のホームページについて、地域の活動を積極的に発信するため、構成委員からの投稿やトピックスを増やせるよう働きかけを行う。また、全自治会の紹介ページを掲載できるよう努めるとともに、関係団体の活動や鶴嶺西コミュニティセンターのイベント案内など、情報の充実を図っていく。
- 検討事項として、テーマ毎の写真投稿など、個人の資格で投稿できるHP環境の検討と、さらなる情報発信として広報誌発行も検討していく。

2. 事業の実施予定

日 程	事 業	区 分	補 足
7・8 月	サマースペース鶴嶺西	主催	
10 月	地区体育祭	共催	鶴嶺地区体育振興会と共催
11 月	地区防災訓練	主催	
11 月	市民集会	主催	
1 月上旬	新春のつどい	主催	

- 感染症の流行や災害の発生により中止もしくは延期、開催方法の変更等となる可能性もあるが、例年ベースで記載した。
- 各事業は、地区まちぢから協議会が主催・共催となるので、自治会員以外の参加も可能となるよう配慮して企画する。
- サマースペース鶴嶺西は試行的な取組として実施し、今後の継続を見据えた知見を集める。
- 市民集会はこれまでの取組みを振り返り、実施方法について検討し実施する。
- 地区体育祭は、鶴嶺東西両地区のイベントなので、体育振興会と東西の地区まちぢから協議会で協力して進めていく。振興会東西分離の課題もあるが、まずは自治会の参加を働きかける。
- 地区防災訓練は、防災部会で検討の上で主催する。集合訓練では、避難所運営（情報受伝達）訓練用に、単位自治会で起り得る障害をリストアップしてもらう。
- 「新春のつどい」は、昨年度ベースでの開催を基本としつつ引き続き階差方法について検討する。

3. 地区防災用無線機の扱いについて

- 令和3年度に、鶴嶺西地区自治会連合会から鶴嶺西地区まちぢから協議会に無線局登録を行った。災害時の貴重な連絡ツールとして、引き続き適切な運用を図っていく。

※本事業計画については、感染症や社会の動向によって変更となる可能性があります。

/ 以上

鶴嶺西地区まちぢから協議会 令和7年度の収支予算

収入の部

単位円

項 目		予算額	前年度決算額	摘 要
前年度繰越金	1	1,481,301	1,386,612	
運営補助金	2	250,000	250,000	認定コミュニティ助成金
防災訓練補助金	3	60,000	51,800	
サマースペース補助金	4	300,000	271,991	
自治会分担金	5	750,000	713,820	
雑収入	6	10,000	5,512	預金利息・電波使用料等
預り金	7	40,000	40,000	まちぢから協議会正副会長謝礼
合 計	8	2,891,301	2,719,735	

支出の部

単位円

項 目		予算額	前年度決算額	摘 要	
運 営 費	運営補助金	9	500,000	467,450	地区社協、今小・郷小推進協、防犯協会
	関連団体経費	10	20,000	0	
	備品整備費	11	150,000	223,736	
	電波使用料	12	30,000	21,200	
	会議費	13	100,000	94,705	運営委員会懇談会等
	研修費	14	30,000	0	
	印刷製本費	15	30,000	22,030	コピー代等
	消耗品費	16	10,000	0	
	通信交通費	17	20,000	0	
	事務用品費	18	30,000	28,240	
	預り金	19	40,000	40,000	まちぢから協議会正副会長謝礼
	予備費	20	300,000	0	
	小 計	21	1,260,000	897,361	
事 業 費	地区防災訓練	22	250,000	69,082	
	サマースペース	23	350,000	271,991	
	地区市民集会費	24	10,000	0	
	広報活動費	25	50,000	0	
	新春の集い	26	250,000	0	
	小 計	27	910,000	341,073	
合 計 (21+27)	28	2,170,000	1,238,434		

次期繰越額	29	721,301	1,481,301
-------	----	---------	-----------